

いいおか津波復興プロジェクト協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会はいいおか津波復興プロジェクト協議会（以下、「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を千葉県旭市上永井 1217 に置く。

2 協議会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 協議会は、平成25年度千葉県地域コミュニティ活性化支援事業（以下、「支援事業」という。）を活用し、東日本大震災において甚大な被害を受けた旭市の地域復興・観光復興に係る課題について、マルチステークスホルダー・プロセスにより取り組む体制を構築することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 旭市の地域復興・観光復興に係る課題について、地域の多様な主体が連携・協働して地域課題の解決に向けて取り組む会議体（以下、「円卓会議」という。）を設置すること。
 - 二 円卓会議において地域課題を共有し、課題解決に向けた共同事業等の検討や基礎調査等を実施すること。
 - 三 円卓会議での検討の基づき、協働事業等を実施すること。
- 2 前項の円卓会議には、NPO等、企業、行政を含む5者以上を目標として可能な限り幅広く多様な担い手が当事者として参画するよう呼びかける。
- 3 協議会は、第1項に規定する業務の一部を委託して実施することができるものとする。

第2章 組織

(協議会の構成)

第5条 協議会は、第3条の目的に賛同する会員をもって構成する。

- 2 前条の目的及び趣旨に賛同する地域の団体等がある場合には、協議会の了承を得て、会員を追加することができる。
- 3 協議会はオブザーバーとして会員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会員が協議会を退会する場合は、会長宛に書面にて通知する。会長は、退会の通知を受け取った場合は、次の協議会に報告し了承を得る。
なお、会長は、会員が諸事情により退会通知の提出が困難であると判断した場合には、前項にかかわらず、協議会の了承を得て、退会の通知が出されたと見なすことができる。

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 監事 2名

- 2 役員は、別表2に掲げるものとする。
- 3 役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 協議会の業務遂行及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 第10条の規定にかかわらず前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第3章 運 営

(総会)

第10条 協議会の総会は会長が召集するものとし、毎年度1回以上開催する。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会においては、次の事項を審議する。

- 一 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 二 事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 四 モデル事業の実施に関すること。
- 五 その他協議会の運営に関する重要な事項。

4 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。なお、過半数同数の場合は、会長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(事務局)

第11条 協議会の運営に関する必要な事務を行うため、事務局を置く。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第13条 協議会の収入は、寄付金、交付金等による。

- 2 協議会の支出は、第3条に規定する活動に必要な経費とする。
- 3 出納責任者は、協議会の会長とする。

(解散)

第14条 協議会を解散する場合は、総会の議決を経なければならない。

- 2 協議会を解散した場合には、光と風キャンペーン実行委員会にその地位を承継する。
- 3 協議会を解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産がある場合には、光と風キャンペーン実行委員会に帰属する。

第4章 雑則

(細則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に

定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条・第 8 条を改訂、別表を削除)